

## 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会の検討状況について

### 【開催状況】

第 1 回委員会 9 月 19 日 専門委員会での検討事項について

第 2 回委員会 10 月 9 日 検討事項ごとの議論

○妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について

○初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について

第 3 回委員会 10 月 31 日 有識者からのヒアリング

黒澤 孝氏（横浜市こども青少年局児童虐待・DV対策担当部長）

後藤啓二氏（弁護士・NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会代表理事）

増沢 高氏（子どもの虹情報研修センター研修部長）

中板育美氏（公益社団法人日本看護協会常任理事）

検討事項ごとの議論

○要保護児童対策地域協議会の機能強化

○児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制強化

○緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施

第 4 回委員会 11 月 14 日 これまでの委員会におけるご意見を踏まえた議論  
（予定）

## 【専門委員会における主な議論等】

### 1. 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について

- 重篤な児童虐待事例の中には、行政との接点を持たない場合があること、また、心中を除いた死亡事例の4割が0歳児  
といったことを踏まえ、妊娠期から相談しやすい体制を整備することが必要
  - ・ 特定妊婦を把握した医療機関が確実に行政へ情報をつなげる。
  - ・ 妊娠や出産の情報、乳幼児の健康状態などについて、自治体がより確実に把握する工夫。
  - ・ 相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすさという観点からNPO等を活用。
  - ・ 広報や啓発活動を積極的に行い、家族、友人等本人の周囲に情報提供などの協力を求める。
  - ・ 妊婦健診や分娩費用の負担から接点を持つことをためらう人への配慮。
  - ・ 望まない妊娠から望まれる妊娠への取組として、医療保健、福祉、教育の関係機関全体で思春期からの性に関する啓発教育。
- 妊娠から出産、子育てに至るまでの行政との関わりを増やし、必要な支援を途切れることなくつなげる仕組みが必要
  - ・ 家庭での養育状況を把握するため、例えば、現行では乳幼児健康診査の機会を活用しているところであるが、今後、さらに行政との接点を増やす取り組み。
  - ・ ネウボラのような拠点を設置するとともに、子育てケアマネージャーや保健師等の支援プランを作成する担当者を配置し、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や継続的な支援（例えば、地域の開業小児科医も拠点の候補となる）を行う。

- ・ 重篤な虐待事例の中には、養育者がメンタル面での問題を抱えている場合もみられているため、市町村の保健・福祉担当、要保護児童対策地域協議会、産婦人科医療機関及び精神科医療機関がそれぞれ連携を強化する。
  - ・ 保健部門や福祉部門と学校との連携強化のためのスクールソーシャルワーカーを積極的に活用するとともに、配置の充実を図る。
- 効果的な支援を行うためには、各家庭の状況と実際に行われている支援内容を即時に把握することが重要であり、そのための仕組みが必要
- ・ 濃厚な支援を行えるだけの人材を確保する。
  - ・ 保育所や幼稚園から小学校、小学校から中学校へ虐待リスク等、家庭内における養育環境に関する情報が確実に引き継がれるための仕組みを整備する。
- 確実な通告が行われるためには、職員等に委ねるのではなく、学校、児童福祉施設、病院等児童の福祉に業務上関係のある団体は早期発見に努めるとされていることを踏まえ、「組織」として取り組むことの重要性を周知徹底することが必要
- ・ 虐待通告はそれを発見した者の義務と謳われているものの、組織になるとその意義が薄れてしまい、保育所や幼稚園、学校等で必ずしもうまく機能していない。組織としても通告の重要性を啓発。

## 2. 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について

### ○ 見落としや出遅れによる重篤な虐待事例を防ぐためには、初期対応を確実に実施することを念頭においたアセスメントの手法を関係機関で共有しながら連携することが必要

- ・ 関係機関でアセスメントの手法・内容を共有化する。
- ・ 機関ごとに提供するサービスの内容は異なっているが、支援の部分では重なる部分もある。誰がどう対応するかを明確にするとともに、各機関が行っている支援の方向性について定期的に再評価する。
- ・ 関係機関が相談や支援等を行っていく過程における保護者への対応などについて、児童相談所内外で弁護士や警察官OBに専門的知見に基づく相談・助言を受けられる体制の整備や、市町村が支援方針について適切な判断を行うために、定期的に市町村を巡回するスーパーバイザーを都道府県レベルで配置。

### ○ 虐待相談対応件数が増加している中で、行政機関や関係機関が各ケースに必要な支援ができるよう、役割分担の明確化等の工夫が必要

- ・ 市町村も通告先となったことから、介入的な業務が増加している。一方、市民に近い、地域の支援者として継続的な関わりを担う役割もあり、児童相談所と支援方針等の調整を十分に行い、役割分担を明確にしておく。
- ・ 市町村段階での体制強化のために、専門職の配置が必要。加えて、民間機関の活用、育成も含め柔軟な任用等の工夫や外部の専門家との連携などの工夫。
- ・ 児童相談所の業務に見合う職員配置や家庭児童相談員の人材確保について、採用方法、勤務条件の見直し。

### 3. 要保護児童対策地域協議会の機能強化

#### ○ 登録ケースの増加により、関係機関間での十分な情報共有が困難な状況を改善し、各機関が本来の役割分担による支援を迅速かつ確実に実施するための工夫が必要

- ・ 要保護児童対策地域協議会で把握された情報が、参加機関に迅速・確実に届く仕組み。
- ・ 要保護児童の状況や支援の状況等の情報を収集・蓄積する仕組み。
- ・ 個人情報保護にとらわれるあまり、子どもの安全がないがしろになってはならない。関係機関が情報共有、情報提供を行いやすくなるよう、どこまでならば大丈夫なのかといったことを示すことは有効。
- ・ 協議会の実務者会議をより実効性あるものにするため、部会方式の検討など、運営方法の見直し。
- ・ 協議会の対象とされている特定妊婦、要支援児童を確実に把握するための工夫。
- ・ 養育者がメンタル面での問題を抱えていることもあるため、障害福祉や精神保健医療との連携強化、関係機関として精神科医療機関の参加。

#### ○ 対応すべき登録ケースの増加により、丁寧な対応が行いにくいことを踏まえ、調整機関の専門性を強化しつつ、支援の方向性や主たる支援機関の分担を明確にすることが必要

- ・ 各機関の特色や専門性を活かして効果的な支援を行うには、協議会参加機関の支援内容が重複する場合、どこがイニシアチブをとるかなど、役割分担を明確にする。
- ・ 協議会の中軸となる調整機関への専門職員の配置の拡充。
- ・ 関係機関で構成される多機関多職種の手合同研修の企画と参加が重要。

- ・ 児童相談所の主体的な関わり(児童相談所が主体的に関わっているケースの確実な協議会への登録、市町村へのスーパーバイズ機能の強化、市町村の子育て支援サービスの把握、所管市町村間の連携)を促進する。
- ・ 子育て支援サービスの活用が虐待防止に資するという観点から、要支援児童・特定妊婦と要保護を分けて位置づけ、要支援事例については、子ども・子育て支援法の施行に伴い創設される利用者支援事業の活用や養育支援訪問事業、子育て支援拠点の相談・居場所づくりといった育児支援を積極的に活用。その際、職員への虐待対応研修も併せて実施。

#### **4. 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制強化**

- 虐待相談件数の増加により、児童相談所が初期対応に追われていることを踏まえ、児童相談所がより専門的な支援を確実に行えるようにするための役割分担の明確化や人員体制の検討が必要
  - ・ 一人の職員が担当するケース数には限界があることから、児童福祉司の人員増及びスーパーバイザー、児童心理司、医師、保健師など専門職を配置。
  - ・ 児童相談所職員の専門性確保のための専門研修を実施。
  - ・ 市町村や児童家庭支援センターの相談体制を強化。
  - ・ 通告、調査、アセスメント、法による介入を行う機能と、虐待予防、親子統合・親支援（在宅支援を含む）を行う機能に分けて、その充実、強化。
  - ・ 児童相談所が行う調査に対しての回答を義務化。
  - ・ 児童相談所の在り方は、その後の受け皿としての一時保護所の充実や児童養護施設、里親等の在り方と一体で検討。

## 5. 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施

- 臨検・搜索の実施件数が少ない理由等の実態を正確に把握することが必要である。
  - ・ 議論の前提として、臨検搜索の件数が少ない理由、迅速に行われないことで実際にどのような弊害が生じているかを確認。
- 臨検・搜索の制度が、子どもの安全確認、安全確保の最終手段であることを踏まえれば、必要な場合には、迅速に執行することが課題であり、そのための工夫や検討をする必要がある。
  - ・ ケースによっては、立入調査等のステップを踏まずに、直ちに臨検搜索をすることが可能となるように改める。
  - ・ 手続きの全体像や標準的な流れを簡潔に示したマニュアルと標準的な進行スケジュールを策定して示すことも有用。
  - ・ 既存のものよりさらに詳しい必要な書式の整備やQ&Aの作成も有効。

## 【参考人の主な御意見】

### ○ 横浜市：黒澤 孝氏（横浜市こども青少年局児童虐待・DV 対策担当部長）

- ・ 区と児童相談所との間の「児童虐待及び不適切養育の共有ランク表」及び「区と児童相談所の連携強化指針・実務マニュアル」を作成することにより、それぞれの役割と具体的な連携方法が明確化され、また、区と児童相談所の職員が双方向の実地研修を実施することにより連携がスムーズになった。
- ・ 妊娠届出時に全数面談を行うため、区役所に看護職を配置。また、助産師・社会福祉職を全区役所に配置して妊婦の支援ニーズに対応した相談体制を構築。
- ・ 臨検・搜索の実地研修を定期的に行う。正確な事務手続きの理解、迅速な情報収集、組織的対応の徹底が必要。
- ・ 居住実態が把握できない児童は要保護児童として進行管理。また、区こども家庭支援課（要保護児童対策地域協議会事務局）において、戸籍課や他機関の情報集約・一元化した。居住実態が把握できない児童の対策強化として、情報仲介機関の設置による全国的な仕組みの創設等を提案。
- ・ 虐待の発生予防プログラム（妊娠 SOS 相談窓口の設置、産後ケア事業及び産前産後ヘルパー派遣事業等）や虐待リスクが高い家庭に対する早期支援プログラム（支援効果のある対象者の適切な選定、ハイリスク家庭に対する看護職による集中的な家庭訪問プログラム等）の充実が必要。

## ○ 後藤 啓二氏（弁護士・NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性虐待をなくす会代表理事）

- ・ 児童相談所・市町村・警察の間の虐待通報の共有と連携のため、児童相談所・市町村・警察が虐待情報を共有し、人員を出し合って頻繁に家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導・支援をすること等を法律で義務づける。
- ・ 子どもの命を守る一時保護及びその解除とするため、一時保護の判断基準（及び一時保護の解除の判断基準）を明記し、子どもの命を守ることを最優先で判断すること等を義務づける。
- ・ 所在不明児童の調査・発見・保護のため、未就学、乳幼児健診未受診等の子どもに関する情報を関係部局・関係自治体間で情報共有すること等を義務づける。
- ・ 0歳児の虐待死事例が最も多いことを踏まえ、医師が望まぬ妊娠など子育て困難なケースを把握した場合に市町村に通報すること等を義務づける。
- ・ 虐待された子どもへの精神的な治療・カウンセリングを無償で実施する。
- ・ これまでも虐待死事案が発生するたびに検証が行われ、「関係機関の連携の強化」、「児童相談所の一時保護の適正化」等を内容とする提言が少なくとも十年以上だされ、厚労省からも対応に際しての留意事項が自治体宛に発出されているが、これらは強制力がないことから自治体に無視され、全く改善されていない。法律で義務付けなければ何も変わらない。

## **○ 増沢 高氏（子どもの虹情報研修センター研修部長）**

- ・ アメリカ、イギリス、北欧（フィンランド、スウェーデン）の概況と日本との比較、児童虐待対応の仕組みや現状、また日本と対比しての特徴を御報告頂いた。
- ・ 世界的な動向としては、周産期からの予防的な支援が重視されており、そのためには英国や北欧の例のように、小さな人口規模で、妊婦支援、乳幼児健診、子育て支援、保育等の総合的な支援を展開することが必要。

## **○ 中板 育美氏（公益社団法人日本看護協会常任理事）**

- ・ 母子保健法に基づく母子健康手帳交付や乳幼児健康診査など、妊娠期から就学までの各事業は、特定妊婦も含め、全ての妊産婦と子どもに提供される。本法の実施主体である市町村における取り組みは、さらに、保健師の個別対応に関する情報との統合を可能とし、虐待の未然防止という観点から効果的な体制といえる。
- ・ 従来、個人情報保護の観点から、産科医療と精神科医療との連携や母子保健担当者との連携に対する困難性は高かったが、児童福祉法上に特定妊婦が規定されたことから、看護連絡票等のツールによる院内（産科）から地域（保健）へのスムーズなつながぎを実現した自治体の取り組みも出てきており、改めて、妊婦面接からの関与の重要性が注視されている。
- ・ 特定妊婦への支援は、産科医療と小児科、精神科医療の院内連携と地域保健・児童福祉の協働システムがあることが効果的であり、妊婦の時点では虐待未生起の「ソフト事例」であることから、保健スタッフが介入する意義が大きい。
- ・ 妊娠期からのあらゆる虐待予防において重要なことは、「指導・説得」ではなく「親支援」と子どもが育つ道筋の肯定的確認作業である。